

国保だより

静岡県薬剤師国民健康保険組合 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084
 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT鷹匠ビル
 ☒ sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.shizuyakukokuho.com/>



公告 令和7年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 第1回組合会開催

令和7年7月19日(土)静岡市内において、役員8名、組合会議員30名(委任状含む)のもと、第1回 組合会が開催されました。

令和6年度事業報告及び令和6年度歳入歳出決算の認定並びに令和6年度歳入歳出決算剰余金の処分についての3議案を審議した結果、全議案が原案通り可決承認されました。

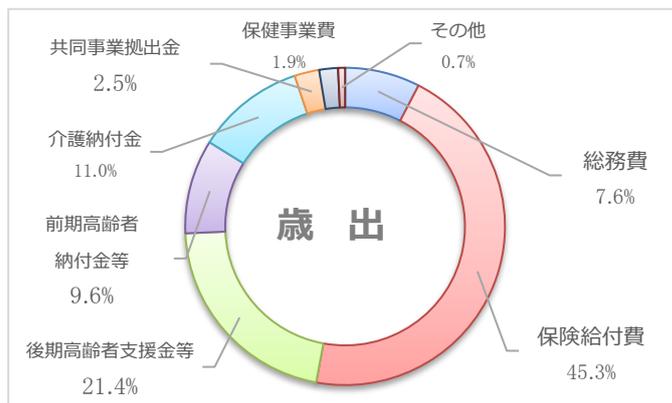
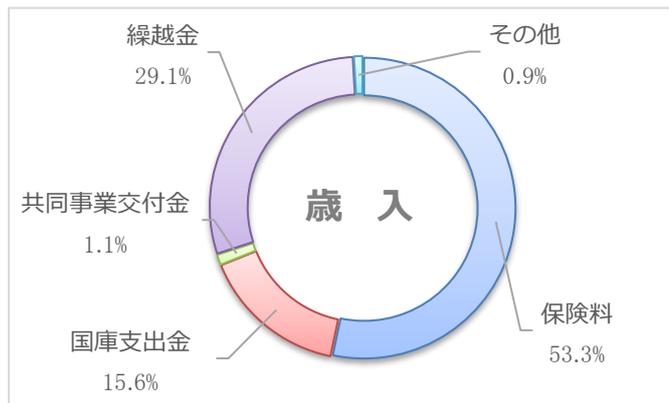
令和6年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 歳入歳出決算額

◇ 歳入 (単位:円)

| 款 | 収入済額 |
|------------------|--------------------|
| 1. 国民健康保険料 | 392,183,300 |
| 2. 国庫支出金 | 114,540,393 |
| 3. 前期高齢者交付金 | 0 |
| 4. 出産育児交付金 | 264,225 |
| 5. 県支出金 | 0 |
| 6. 共同事業交付金 | 8,399,000 |
| 7. 財産収入 | 2,424 |
| 8. 繰入金 | 0 |
| 9. 繰越金 | 215,097,555 |
| 10. 諸収入 | 6,884,037 |
| 歳入合計 A | 737,370,934 |
| 決算剰余金 A-B | 230,585,482 |

◇ 歳出 (単位:円)

| 款 | 支出済額 |
|-----------------|--------------------|
| 1. 組合会費 | 1,023,912 |
| 2. 総務費 | 38,136,904 |
| 3. 保険給付費 | 229,633,610 |
| 4. 後期高齢者支援金等 | 108,046,149 |
| 5. 前期高齢者納付金等 | 48,749,390 |
| 6. 介護納付金 | 55,679,886 |
| 7. 流行初期医療確保拠出金等 | 0 |
| 8. 共同事業拠出金等 | 12,906,716 |
| 9. 保健事業費 | 9,855,206 |
| 10. 積立金 | 0 |
| 11. 諸支出金 | 2,753,679 |
| 12. 予備費 | 0 |
| 歳出合計 B | 506,785,452 |



1 被保険者数(年間平均)

(単位：人)

| 年 度 | 組 合 員 | | | 家 族 | 総 数 (計) | 再 掲 | | | 後期高齢者 組合員 |
|-------|--------------|--------------|---------------|-------|------------|----------|------------|-----------|--------------|
| | 第1種 (事業主) | 第2種 (薬剤師) | 第3種 (非薬剤師) | | | 未就 学児 | 介護 被保険者 | 前期 高齢者 | |
| 令和5年度 | 180 | 456 | 503 | 463 | 1,602 | 61 | 753 | 175 | 28 |
| 令和6年度 | 170 | 369 | 423 | 442 | 1,404 | 55 | 665 | 157 | 28 |
| 前年度増減 | △10 | △87 | △80 | △21 | △198 | △6 | △88 | △18 | 0 |
| 前年度比 | 94.4% | 80.9% | 84.0% | 95.4% | 87.6% | 90.1% | 88.3% | 89.7% | 100% |



2 国民健康保険料の収納状況

(単位：円)

| 区 分 | 調 定 額 | 収 納 額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収 納 率 % |
|-------|-------------|-------------|-------|-------|---------|
| 現年度分 | 392,183,300 | 392,183,300 | 0 | 0 | 100.0% |
| 滞納繰越分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 合 計 | 392,183,300 | 392,183,300 | 0 | 0 | 100.0% |

3 国庫支出金の状況

(単位：円)

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 前年度増減額 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 事務費負担金(過年度分を含む) | 2,043,970 | 2,127,391 | △ 83,421 |
| 療養給付費補助金 | 56,667,220 | 62,789,805 | △ 6,122,585 |
| 後期高齢者医療費支援金補金 | 40,592,280 | 35,097,951 | 5,494,329 |
| 介護納付金補助金 | 12,177,923 | 10,082,760 | 2,095,163 |
| 出産育児一時金等補助金 | 2,000,000 | 3,800,000 | △ 1,800,000 |
| 高額医療費共同事業補助金 | 983,000 | 645,000 | 338,000 |
| 特定健康診査等補助金 | 76,000 | 96,000 | △ 20,000 |
| 国庫支出金 合計 | 114,540,393 | 114,638,907 | △ 98,514 |

4 年度別保険給付費（保険者負担分）

（単位：円）

| 年度 | 療養給付費 | 療養費 | 高額療養費 | 出産育児一時金 | 葬祭費 | 計 |
|------|-------------|-----------|------------|------------|---------|-------------|
| 5年度 | 244,536,497 | 1,866,739 | 25,529,159 | 12,020,000 | 200,000 | 284,152,395 |
| 6年度 | 195,655,585 | 1,525,966 | 19,964,913 | 7,500,000 | 150,000 | 224,796,464 |
| 前年増減 | △48,880,912 | △340,773 | △5,564,246 | △4,520,000 | △50,000 | △59,355,931 |

5 保健事業

(1) 特定健康診査等実施状況・40歳以上75歳未満の被保険者

（単位：人、円）

| 区分 | 対象者数 | 受診者数 | 受診率 | 保険者負担分 |
|-------|------|------|-------|-----------|
| 組 合 員 | 778 | 112 | 14.3% | 1,078,168 |
| 家 族 | 119 | 21 | 17.6% | 196,091 |
| 合 計 | 897 | 133 | 14.8% | 1,274,259 |

(2) 健康診断(人間ドック)等実施状況

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、年1回2万円(30歳代は1万円)（単位：人、円）

| 区分 | 受診者数 | 内訳 | | 保険者負担分 |
|---------|------|----|-----|-----------|
| | | 男性 | 女性 | |
| 30歳～39歳 | 64 | 16 | 48 | 603,130 |
| 40歳～49歳 | 111 | 25 | 86 | 1,737,008 |
| 50歳～59歳 | 101 | 29 | 72 | 1,579,573 |
| 60歳～69歳 | 63 | 20 | 43 | 1,046,109 |
| 70歳以上 | 13 | 7 | 6 | 206,656 |
| 合 計 | 352 | 97 | 255 | 5,172,476 |

(3) 郵送がん検診実施状況

30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、年1回、郵送による検診

（単位：人）

| 区分 | 受診者数 | 陽性者数 | 陽性者率 | うち病院受診者数 |
|--------------|------|------|-------|----------|
| 大腸がん | 178 | 26 | 14.6% | 12 |
| 胃がん | 153 | 6 | 3.9% | 2 |
| ピロリ菌 | 25 | 2 | 8.0% | 1 |
| 前立腺がん(40歳以上) | 41 | 1 | 2.4% | 1 |
| 子宮頸がん | 86 | 4 | 4.6% | 0 |

(4) インフルエンザ予防接種費用補助

| 対象者 / 補助限度額 | 申請者数 | 保険者負担分 |
|---------------------|------|----------|
| 65歳未満の被保険者 / 1,000円 | 401人 | 401,000円 |

(5) 歯科健康診査補助

| 対象者 / 保険者負担分 | 申請者数 | 保険者負担分 |
|---------------------|------|---------|
| 30歳以上の被保険者 / 3,300円 | 22人 | 72,600円 |

(6) 健康家庭表彰

| 内容 | 対象世帯 | 保険者負担分 |
|---------------------|------|----------|
| 1年間無受診の世帯に対して記念品の贈呈 | 54世帯 | 283,500円 |

健康診断を受けましょう

5月に「特定健康診査受診券」を郵送しましたが、今年のお受診はお済みでしょうか。ご自身の現在の健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療に繋げるためにも、ぜひとも年に一回、健康診断を受診しましょう。

○令和2年度～令和6年度の特定健康診査実施状況及び令和7年度目標値
対象者：40歳以上74歳以下

| 区 分 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 暫定値 | 7年度 目標値 |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|------------|------------|
| 特定 健康 診査 | 対象者数 | 964人 | 971人 | 914人 | 851人 | 756人 | |
| | 受診者数 | 506人 | 498人 | 468人 | 430人 | 371人 | |
| | 受診率 | 52.5% | 51.3% | 51.2% | 50.5% | 49.1% | 54.0% |

特定保健指導の対象になったら

健康診断の結果により、特定保健指導の対象者には「特定保健指導利用券」を送付しています。一人ではなかなか始めにくい生活習慣の改善も、保健師や管理栄養士の支援を受けながら、無理なく実践できます。今年度より、県内の医療機関や杏林堂に加え、RIZAPと委託契約を締結し、初回面接よりオンラインでの実施が可能となりました。ぜひ、特定保健指導をご利用ください。

歯科健康診査を受診するには

事前に当国保組合に連絡して「歯科健康診査票」を受け取り、「歯科健康診査票」を利用して無料で受診可能です。定期的にかかりつけ歯科医を受診している方は1年に1回、ぜひ当国保組合の「歯科健診」を利用してみてはいかがでしょうか。

インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ

インフルエンザウイルスの感染予防にワクチンを接種し、当制度を利用しましょう。

《対象者》 65歳未満の全被保険者

※65歳以上の方は市町で補助するため対象外。（お住まいの市町で申請方法が異なりますので各市町へご確認をお願いします。）

《補助限度額》 組合員1,000円 家族1,000円

インフルエンザ予防接種をした際に補助金を支給（年度内1回）

《申請方法》 事業所単位での申請にご協力ください。

インフルエンザ予防接種補助金申請書に領収書（原本）を添付して申請してください。

申請書は静岡県薬剤師国保組合のホームページからダウンロードができます。

注）領収書（原本）は1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたものを添付して下さい。

《申請期間》 令和7年10月1日～令和8年2月28日



医療費の節約について

医療機関と薬との付き合い方を見直したり、積極的に健康管理を行うことで節約できる医療費があります。

ジェネリック医薬品の利用

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間終了後に製造・販売される医療用医薬品です。開発費が抑えられるために、価格は新薬の2～7割程度であり、飲みやすさの工夫がされているものもあります。ジェネリック医薬品を選択することで医療費を節約できます。

OTC 医薬品（市販品）の活用

自分自身の健康に関心を持ち、軽微な不調は自分で対処することを**セルフメディケーション**と言います。OTC 医薬品（市販薬）を上手に利用して、医療機関で受診するかなど判断しましょう。

ポリファーマシーに注意

服用する薬が増えることで、飲み合わせによる副作用などの有害事象が生じることを**ポリファーマシー**と呼び、問題になっています。ポリファーマシーを防ぐために、「お薬手帳」は必ず1人1冊にまとめ、かかりつけ薬局を持ち、薬の重複や飲み合わせをチェックしてもらえると安心です。

リフィル処方箋

リフィル処方箋とは、症状が安定している人に対して、医師が認めた期間・回数に限り、再診を受けずに同じ処方薬を薬局で受け取ることができる処方箋のことです。患者自身の通院負担の軽減や医療費の節約につながります。かかりつけ医に御相談ください。

バイオシミラーを知っていますか？

バイオシミラーとは、バイオ医薬品（バイオテクノロジーを応用して生産されたたんぱく質を有効成分とする医薬品）の特許が切れた後に他の製薬会社から発売される薬です。先行バイオ医薬品と同等、同質の品質であり、安全性、有効性を有します。薬価が先行バイオ医薬品よりも低く設定されることが多く、患者の経済的な負担軽減だけでなく、国全体の医療費の削減につながることが期待されています。

バイオ医薬品、バイオシミラーが使われている病気の例

- ・がん
- ・糖尿病
- ・関節リウマチ
- ・腎性貧血
- ・低身長
- ・クローン病
- ・潰瘍性大腸炎
- ・加齢黄斑変性 など

バイオ医薬品やバイオシミラーを正しく理解し、使用促進にご協力をお願いいたします。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品の使用割合（数量シェア）について、保険者別に年に2回、3月調剤分及び9月調剤分が厚労省のホームページに公表されています。

ジェネリック医薬品の使用促進事業として、

① 35歳以上

② 1薬剤あたり200円以上の差額が出る被保険者

を対象に、年に3回「ジェネリック医薬品差額通知書」を発送しています。医療に携わる私たちが率先してジェネリック医薬品に切り替えることで使用割合を国の目標値である80%に近づけることができるとともに、被保険者みなさまの負担軽減及び当組合の財政負担の削減にもつながります。

ジェネリック医薬品の供給不足等の影響もあるとは思いますが、当事業にご理解ご協力をお願いいたします。

ジェネリック医薬品使用割合

| 対象月 | 当組合使用割合と全国平均との比較 | 全国平均 |
|-----------|------------------|-------|
| 令和4年3月調剤分 | 78.7% ↓ | 79.3% |
| 9月調剤分 | 76.9% ↓ | 79.9% |
| 令和5年3月調剤分 | 81.1% ↑ | 80.9% |
| 9月調剤分 | 78.5% ↓ | 81.9% |
| 令和6年3月調剤分 | 80.1% ↓ | 82.7% |
| 9月調剤分 | 85.3% ↑ | 84.2% |

第三者行為について

交通事故や第三者（加害者）行為によるケガの治療費は、原則として加害者が負担するべきものです。保険診療で治療を受けた場合は、必ず国保組合にご連絡ください。

第三者行為となる事例

- ・交通事故
- ・他人の飼い犬に咬まれた
- ・落下物に当たった
- ・自転車との事故
- ・スキー、スノーボード等の接触事故
- ・飲食店などでの食中毒 など



整骨院・接骨院（柔道整復師）の施術について

最近、2,3か月ごとに異なる部位を負傷し、長期的に柔道整復師の施術を受けられる方が増加しています。長期受診・多部位施術の被保険者には、当組合の医療費適正化のため施術内容を確認させていただいています。調査書が送付されましたら、回答にご協力をお願いいたします。

また施術を受ける際には、保険診療での受診が可能なのか、今一度ご確認ください。

保険診療可

- ・打撲
- ・捻挫
- ・挫傷（肉離れ等）
- ・骨折・脱臼の応急手当
- ・医師の同意のある骨折・脱臼の治療

保険診療不可（全額自己負担）

- ・疲労や肩こり・腰痛
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）による凝りや痛み
- ・脳疾患後遺症等の慢性病
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

※ 長い期間施術を受けても痛みが続く場合は、ケガだけではなく、病気などによる内科的要因も考えられますので、医療機関を受診しましょう。

健康保険の適用除外について

厚生労働省保険局国民健康保険課課長通知により、法人事業所及び常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所は、法令に基づく社会保険の強制適用事業所となり、社会保険への加入が義務づけられています。ただし、**強制適用事業所に雇用される者となっても、健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認を受ければ、国保組合の被保険者として加入することができます。**



【 健康保険の適用除外の承認が必要な場合 】

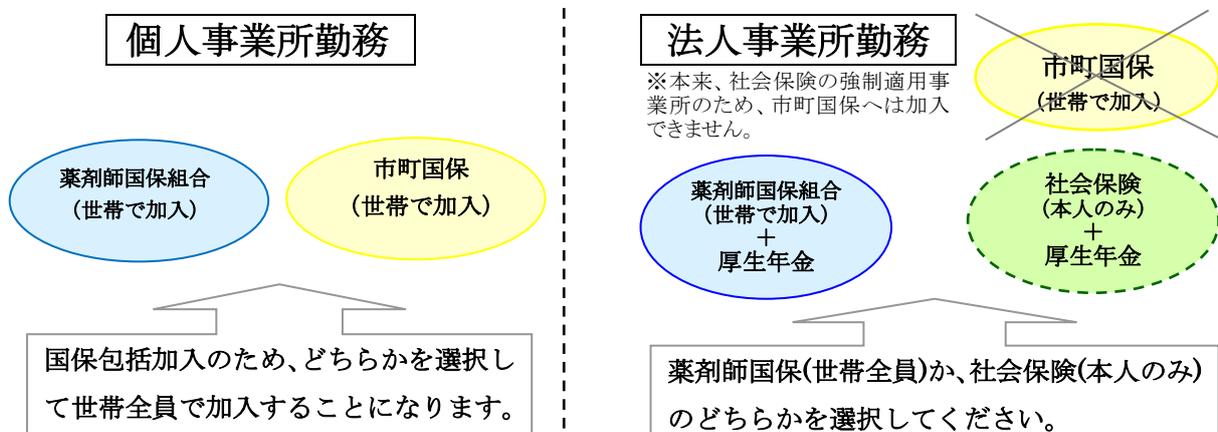
| 個人事業所 | 法人事業所 |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 国保組合に加入している事業所の従業員が5人以上になる。 2 国保組合に加入している事業所が法人事業所に変更する。 3 上記1、2の事業所に新たに雇用された従業員。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所に新たに雇用された従業員。 2 2以上の事業所から報酬を受ける場合。 ※主となる事業所が薬業に関連のない業種の場合、承認が受けられず国保組合の資格を継続できなくなる恐れがあります。 |

上記に該当する場合は、「健康保険の適用除外申請」及び「各種変更届」の手続きが必要になりますので、必ず国保組合までご連絡をお願いします。

「健康保険の適用除外申請」手続きについて、特別な事情がない限り「事実の発生から14日以内」に届出を行うことが厳格化されました。これにより、期限内の届出ができなかった場合には健康保険の適用除外申請が受理されないことで薬剤師国保へ加入できなくなる恐れがありますので、年金事務所への届出は早急にお願いたします。

事業主及び従業員の加入する健康保険の取り扱いについて

▶ 同一世帯内に市町国民健康保険に加入している家族がいる場合



※同一世帯内の**社会保険**、他の国保組合に加入している家族は、引き続き現在の保険に加入することになります。

※**世帯を分離**することによって、国保組合と市町国保にそれぞれ**単独**で加入することができます。

定年による継続再雇用された場合の保険料について

60歳以上の従業員組合員が定年退職し、継続して同じ薬局に再雇用された場合には、再雇用された月から再雇用後の給与等に応じた賦課標準所得金額に見直すことができます。

事業主より「継続再雇用に関する証明書(組合様式)」を国保組合へ提出してください。

その際に、退職したことがわかる書類として、「就業規則や退職辞令の写し等」を添付してください。

9月に「組合員の資格調査」を行います

8月にFAXなどでお知らせしましたが、2、3年に一度実施するよう国より指導を受けております「組合員の資格調査」について、前回の実施が令和4年になることから、今年度に調査を行うこととなりました。調査依頼を事業主様宛に通知させていただきますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、書類の提出にご協力のほどよろしくお願いいたします。

「課税標準額調査」を実施します

「国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査を8月に実施し、県に報告いたします。この調査は、国保組合の被保険者の所得水準に応じた国庫補助額を適切に算定するために極めて重要な調査になります。

今回も「マイナンバーを利用した情報連携」により実施しますが、皆様に書類の提出を依頼することはございません。また、この調査で取得する所得情報は、今回の調査以外に使用することはありませんので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

個人薬局を開局する予定の方はいらっしゃいませんか

新規で薬局を開局し、新たに第1種組合員(事業主組合員)として加入する条件は3点あり、下記全ての要件を満たす必要があります。

- ① 個人薬局に従事する管理者又は開設者
- ② 静岡県薬剤師会の会員である薬剤師
- ③ 静岡県内に住所を有する者

国民健康保険料については、新規に個人薬局を開局し加入する場合は、約2年間は保険料算定表の中間階級である5等級として算定します。

国保組合へ加入後に、法人薬局へ組織変更された場合でも健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認を受ければ、引き続き加入することができます。

皆様のお近くに、個人薬局を経営されている方、もしくは今後、個人薬局を開局予定の方はいらっしゃいませんか。当国保組合へ少しでも関心をお持ちの方へお声がけいただけますと幸いです。

「健康ポイント事業」の終了のお知らせ

当国保組合において、現在、保健事業の一環として実施している「健康ポイント事業(ベネフィット・ワンへの委託事業)」を、令和7年度をもって終了いたします。

現在、当事業に継続してご参加いただいている利用者の方には、終了に関する通知を後日改めてお送りいたします。また、今年度で当事業が終了するにあたり、新規登録の受付は停止されておりますのでご了承ください。

これまで健康ポイント事業をご利用いただき、誠にありがとうございました。

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和7年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



| 事 項 | | 内容及び届出書類 | 添付書類 |
|-----------------------|---|---|--|
| 資格取得 *静岡県内に住所を有する者 | 事業主加入 | <p>* <u>個人薬局の開設者又は管理者である、静岡県薬剤師会の会員の薬剤師</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届（様式第1号） 加入時の現状書（様式第1号-2） | <ul style="list-style-type: none"> ① 薬局開設許可所の写し ② 個人番号（マイナンバー）の確認書類「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ③ 身元確認書類（運転免許証・個人番号カード（両面）・パスポート等顔写真付きの証明証のうち、どれか1つの写し） ④ 世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ⑤ 直前の健康保険の確認書類「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の写し ※喪失後の方は「健康保険脱退証明書」（届出時にお手元にない場合は、「健康保険脱退証明書」が手元に届き次第、提出） |
| | 従業員加入 | <p>* <u>従業員を新たに採用したとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届（様式第2号） 加入時の現状書（様式第2号-2） 雇用内容証明書（様式第2号-3） 適用除外承認申請書（法人薬局厚生年金該当者） | <ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号（マイナンバー）の確認書類「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ② 世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ③ 直前の健康保険の確認書類「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の写し ※喪失後の方は「健康保険脱退証明書」（届出時にお手元にない場合は、「健康保険脱退証明書」が手元に届き次第、提出） |
| | 家族の加入 | <p>* <u>組合員と同一世帯（同一住民票）で他の健康保険（協会けんぽ、他の国保組合）に加入していない者</u> <u>ただし、同一世帯でも、薬局等に就いている厚生年金適用者は除く</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 加入時の現状書 国民健康保険法第116条届（修学中の被保険者の特例） | <ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号（マイナンバー）の確認書類「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ② 世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ③ 直前に加入している（いた）「健康保険脱退証明書」 ④ 大学生・専門学生等の場合は、学生証の写し |
| 資格喪失 | 組合員及び家族 | <p>* <u>子供が生まれたとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 | <ul style="list-style-type: none"> 個人番号（マイナンバー）の確認書類 世帯の住民票（続柄と個人番号の記載あるもの） ※個人番号の取得に日数がかかる場合は、一時的に「母子手帳の写し（出生届出済証明のページ）」を提出 |
| | | <p>* <u>組合員が退職したとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 ・ 退職証明書 <p>* <u>組合員又は家族が社保に移ったとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 脱退申請書（組合員のみ） | <p>（退職したとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」 <p>（社保へ加入したとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」 加入先の健康保険加入証明書又は加入日が分かるものの写し |
| | | <p>* <u>死亡の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 | <ul style="list-style-type: none"> 「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」 死亡診断書の写し |
| 住所変更 | <ul style="list-style-type: none"> 住所氏名等変更届 | <ul style="list-style-type: none"> 添付書類なし | |
| 氏名変更 | <ul style="list-style-type: none"> 住所氏名等変更届 | <ul style="list-style-type: none"> 「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」 | |
| 資格確認書等の再交付 | <ul style="list-style-type: none"> 資格確認書等再交付申請書 誓約書 | <ul style="list-style-type: none"> 添付書類なし | |

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和7年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



| 事 項 | | 内容及び届出書類 | 添付書類 |
|------------------|---|---|--|
| 保 険 給 付 | 療養費に対する給付 | <ul style="list-style-type: none"> * <u>止むを得ない理由で、マイナ保険証または資格確認書を持たずに治療を受けたとき</u> * <u>医師が必要と認めたギブス、コルセット、治療用補装具等を購入したとき</u> * <u>海外渡航中に診療を受けた時…渡航前に問合せのこと</u> ・療養費支給申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ・領収書（原本） ・診療報酬明細書(レセプト) ・診断書、医師の同意書等（原本） |
| | 高額療養費に対する給付 | <ul style="list-style-type: none"> * <u>国保組合より通知後、手続き</u> ・高額療養費支給申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し ・課税所得証明書等 (国保組合で所得情報が確認できない場合) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書 ※事前に国保組合に交付申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・課税所得証明書等 (国保組合で所得情報が確認できない場合) |
| | 出産に対する給付 | ①医療機関等への直接支払制度(本人の合意による) ②出産育児一時金支給差額申請書(50万円未満の場合) | ①国保組合へ申請の必要はありません ②代理契約に関する文書の写し 領収書・明細書の写し 母子手帳の写し |
| 死亡に対する給付 | <ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費支給申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師の証明又は死亡診断書の写し ・会葬礼状等 | |
| 保 健 事 業 | 人間ドック補助 | <ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳代：年1回、1万円まで</u> * <u>40歳以上：年1回、2万円まで</u> ・健康診断補助金支給申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ・質問票 ・健診データ ・領収書原本（<u>特定健診とその他の内訳あるもの</u>） |
| | 郵送検診 | <ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回実施。国保だより(3月号)同封の「郵送検診申込書」にて受付</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし |
| | インフルエンザ予防接種補助 | <ul style="list-style-type: none"> * <u>65歳未満の被保険者を対象に、年1回、1,000円まで補助</u> ・インフルエンザ予防接種補助金支給申請書 | <ul style="list-style-type: none"> ・領収書原本（1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたもの） |
| | 健康ポイント R8.3月末終了 | <ul style="list-style-type: none"> * <u>25歳以上の被保険者を対象に、ウォーキングや、健康診断の受診に対して、組合がポイントを付与。そのポイントをお好きな商品と交換</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・専用WEBサイトから被保険者が登録 |
| | 歯科健診助成 | <ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回助成</u> | <ul style="list-style-type: none"> ※事前に国保組合に連絡をして、「<u>歯科健康診査票</u>」を受け取る |
| その他 | 産前産後保険料減免 | <ul style="list-style-type: none"> ・産前産後期間に係る保険料免除届出書 | <ul style="list-style-type: none"> ・出産予定日又は出産日を確認できる書類（母子健康手帳の写しなど） ・出産した被保険者と当該出産に係る子の身分関係を明らかにすることができる書類 |